

多文化ソーシャルワーク教育の国際比較研究

ーグローバル基準、学校認可基準、カリキュラムの比較検討ー

○ 日本社会事業大学（日本学術振興会特別研究員） ^{ヴ ィ ラ ー グ} V I R A G ^{ヴ ィ ク ト ル} V i k t o r (8210)

〔キーワード〕 ソーシャルワーク教育のグローバル基準、カルチュラル・コンピテンス、反差別・抑圧的实践

1. 研究目的

日本社会は文化的に多様化しているが、多様な人々の周縁化も指摘されている。ソーシャルワーク専門職は、文化的に多様な人々に対して倫理的責任がある。ソーシャルワーク教育のグローバル基準の中にも、文化的多様性に関する規定があるが、これに対応した国内基準は存在しない。該当するグローバル基準に沿った国内の教育プログラムの開発・普及が必要になっている。その確立に向けて、本研究では、国内でも参考になるグローバル基準に沿った他国の学校認可基準とカリキュラムの国際的な比較検討を目的とした。

2. 研究の視点および方法

対象国として、文化的多様化及びそれへの対応の長い歴史をもつアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランドの4カ国を設定した。ソーシャルワーク学士課程の認可基準及びカリキュラム内容について海外調査を実施した。2012年1月中旬から2月中旬まで各国の大学を訪問し、グローバル基準に対応する各国の学校認可基準及びそれに基づくカリキュラムについて資料収集、授業内容及び教授法について関連科目の担当教員の聞き取りを行った。調査枠組みとして、グローバル基準の関連する9項目を採用した。

3. 倫理的配慮

本研究は、公開されている資料の収集及び大学教員との協議・聞き取りを方法としていたため、予想される危害あるいは不利益がない。また、各大学あるいは教員が開発したシラバスなどについては著者を示し、参考文献の中に含めた。

4. 研究結果

4カ国とも、先住民族と移民に対する差別の歴史もあるが、戦後段階的に多文化主義的な政策に転換してきた。文化的多様性への対応に関しては、現在ソーシャルワークの教育でも、実践でも積極的に取り組んでいる。倫理綱領や行動規範などの実践基準、また教育基準にも関連規定がある。学校認可基準では、文化的力量（Cultural Competence）の考え方に基づいて規定している。文化的力量とは、異文化間場面において効果的に対応できる実践能力である。単なる知識以前に、必ず認識を基盤としており、また技術まで含む。

諸基準に基づき、大学のカリキュラムも文化的多様性に関して多くの内容を取り入れている。特に文化的認識の要素に力を入れている。ワーカーの自分の文化に対する文化的な自己認識（価値、信念などの自己覚知）及び文化の異なるクライアントに対する文化的な他者認識（偏見、固定概念などの態度の自覚）を促す参加型学習法も活用されている。文化的知識に関しては、大学が置かれている地域の人口構成を考慮して教えている。文化的技術については、ロールプレイの他に、実習契約における関連目標の個別設定によって実習教育にも含めている。そのなかで、社会正義の実現に向けて抑圧状態を改善する反差別・抑圧的实践（Anti-Discriminatory/Oppressive Practice）の原則がベースにある。

5. 考察

ソーシャルワーク教育の文化的多様性に関するグローバル基準に照合して比較検討を行った。各国の学校認可基準と教育は、9基準に次のように対応していることが分かった。

- ☑ 基準1：「文化的多様性に関する教育経験の豊かさの確保」に向けては、独立した必須科目と複数の選択科目を設置し、またほぼ全科目においてある程度の配慮をしている。
- ☑ 基準2：「文化的多様性に関する教育目標の設定」においては、大学の周辺地域の文化的人口構成と文化的ニーズを考慮している。
- ☑ 基準3：「文化的多様性に関する問題の実習内容における反映」については、実習契約に関連項目を個別に設定している。
- ☑ 基準4：「学生の文化的多様性に関する自己認識の機会の提供」は、参加型学習と個別の批判的内省の活用によって行われている。
- ☑ 基準5：「学生の文化的多様性に関する感受性の向上及び知識の増大」については、授業内容でカバーしている。
- ☑ 基準6：「固定概念と偏見の最小化及び差別の実践を通じた再現の防止」のためには、文化、差別などの構築主義的な概念理解と反差別・抑圧的实践原則が重視されている。
- ☑ 基準7：「学生の異文化間関係構築及び処遇能力の保障」に向けては、ロールプレイや実習指導で対応している。
- ☑ 基準8：「基本的人権の学習アプローチの保障」としては、各国の倫理綱領などの積極的活用を取り上げることができる。
- ☑ 基準9：「学生の自分自身を知る機会の提供」においては、様々なアイデンティティの交差性（intersectionality）の考え方がベースとなっている。

※ 本報告内容は、日本学術振興会（科学研究費補助金・特別研究員奨励費、『日本における多文化ソーシャルワーク教育プログラムの構築』、23・9410）及び日本社会事業大学社会事業研究所（国際比較研究費・先進国研究枠、『文化的多様性に対応した先駆的なソーシャルワーク教育』）の助成を受けた研究の成果の一部を分析したものである。